

鳴門教育大学職業紹介業務規程

平成16年 4月 1日
規程第 72 号

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学生及び本学を卒業又は修了した者（以下「学生等」という。）の無料職業紹介業務について、必要な事項を定める。

(求人)

第2条 本学は、学生等に対する求人の申込みを受理する。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを受理しない。

- (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
- (2) 業務の内容又は賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件等」という。）が通常と比べ著しく不相当であると認められる場合

2 求人の申込みをする者（以下「求人者」という。）は、労働条件等を明記した別記様式第1号による求人票を提出して行う。

第3条 求人者は、求人の申込みの際に、労働条件等を明示しなければならない。

(求職)

第4条 本学は、学生等の求職の申込みを受理する。ただし、申込みの内容が法令等に違反する場合は、これを受理しない。

2 求職の申込みをする者（以下「求職者」という。）は、別記様式第2号による求職票を提出して行う。

(紹介)

第5条 本学は、求人又は求職の紹介に当たっては、求人者の労働条件等に適合する求職者又は求職者の能力等に適合する職業を紹介するよう努める。

2 求職者への職業紹介に当たっては、その労働条件等を書面により明示する。

3 求職者を求人者に紹介する場合において、求職者から依頼があったときは、紹介状等を発行することができる。

4 本学は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖が行われている事業所からの求人については、これが解決するまではその紹介を行わない。

(採否の報告)

第6条 求人者又は求職者は、採否の結果を学長に報告しなければならない。

(業務担当者)

第7条 学長は、本学職員のうちから職業紹介に関する業務を担当する者を定め、その業務を担当させる。

(業務担当者の責務)

第8条 前条の規定による職業紹介に関する業務を担当する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職業紹介業務の執行にあたり求人者又は求職者から知り得た個人的な情報を他に漏らしてはならない。

(2) 人種，国籍，信条，性別，社会的身分，門地等を理由として職業紹介について差別的取扱いをしてはならない。

(報告)

第9条 本学は，職業紹介状況等について，本学を管轄する公共職業安定所に対し，必要な報告を行う。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか，職業紹介業務について必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。